

## 従事する職業

2000年導入の介護保険制度では「福祉用具貸与」も保険給付の対象事業ですが、福祉用具の貸与事業を行う場合に、各事業所に2名以上の専門相談員を配置することが義務付けられています。このような福祉用具貸与事業所に勤めるほかに、他の介護有資格者が利用者に総合的なアドバイスをするために取得することも多いようです。

### ◎福祉用具貸与事務所とは？



福祉用具貸与事務所とは福祉用具のレンタルショップ。この福祉用具貸与事務所には2名以上の\*1専門相談員を配置することが義務付けられています。それが福祉用具専門相談員です。福祉用具貸与事務所では高齢者や介護者などの日常生活の質を高める道具や、助ける道具をレンタルし、介護されている方の負担を少なくします。

また、福祉用具専門相談員が福祉用具に対する質問にお答えしたり、直接ご家庭を訪問し高齢者や介護者にあつた用具をアドバイスします。

\*1 介護福祉士、義肢装具士、保健婦、保健士、看護婦、看護師、准看護婦、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、ホームヘルパー(2級以上)なども含まれる。

## 資格取得までの道のり

### ◎必要な資格



福祉用具専門相談員になるには、厚生労働大臣が指定した「福祉用具専門相談員指定講習会」において講義と実習を全40時間受講することが必要で試験は行われません。また、介護福祉士、義肢装具士、保健婦、保健士、看護婦、看護師、准看護婦、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、ホームヘルパー(2級以上)などの資格取得者については、講習を受けなくても福祉用具相談員の用件として認められます。2000年の介護保険制度の導入により、指定福祉用具貸与事業所には2名以上の配置が義務づけられたため有資格者のニーズは高いといえます。

[現在募集中のクラスの詳しい日程は無料資料請求こちらから](#)